

# 令和3年 第5回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和3年5月27日（木）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
3. 出席委員 10名  
会 長 7番 縣 次 男  
副 会 長 1番 坂 本 成 一  
  
委 員 3番 高 田 英  
4番 大 野 重 利  
5番 江 藤 国 子  
6番 式 田 信 一  
8番 佐 藤 孝 雄  
9番 佐 藤 一 富  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 佐 藤 富 雄
4. 欠席委員 2番 竹 内 正 敏
5. 議事参与が制限された委員数 2名
6. 議事日程
  - (1) 出席確認
  - (2) 会長挨拶
  - (3) 議 事
    - ① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
    - ② 農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて
    - ③ 農地法の許可を要しない農地転用の届出について
    - ④ 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
    - ⑤ 農地法第4条の規定による許可申請について
    - ⑥ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
    - ⑦ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
    - ⑧ 非農地証明の発行について
    - ⑨ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
    - ⑩ 農業委員会の適切な事務実施について
    - ⑪ 農地転用許可に係る権限移譲について
    - ⑫ 農業振興地域整備計画の変更について
    - ⑬ その他
  - (4) その他
7. 出席職員  
農業委員会事務局職員  
事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和3年 第5回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員  
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号8番 佐藤 孝雄委員にお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第13までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員  
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」  
(議案第1号～2号 2件)

議長

続きまして、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号～2号につきましては、皆さんに報告という事で了承して頂きたいと思えます。宜しくお願い致します。

■日程 第2 「農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて」  
(議案第3号 1件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて、1件

あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第4条の規定による許可申請の取り消しについて、議案朗読説明。

議長

議案第3号の案件につきましても、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思  
います。

■日程 第3 「農地法の許可を要しない農地転用の届出について」

(議案第4号 1件)

議長

続きまして、日程第3 農地法の許可を要しない農地転用の届出について、1件ありま  
す。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法の許可を要しない農地転用の届出について、議案朗読説明。

議長

議案第4号の案件につきましても、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思  
います。

■日程 第4 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第5号～14 10件)

議長

続きまして、日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、10  
件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説  
明。

議長

議案5号について、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

それでは説明します。場所は庄内町長野の丸山というところでして、受人が住んで  
いる家の裏、山寄りの土地なんですが、そこに渡人の土地があって、現在耕作はして  
おりませんが、なんとか管理はされているような状況です。ただ、そういう中であっ  
ても猪とかが入り込んできて、現在受人が非常に困っていたという状況とのことでし  
た。

この農地が受人の田と山の間にあるのでなんとか管理しておかないと受人の田んぼ  
が守れないということで購入するに至ったということです。

受人は今も農業をやられている方なので、購入に至ってよかったのではないかと思  
います。審議の方、宜しくお願いします。

議長

それでは、説明が終わりましたけども、議案5号 ご質問がある方お願いします。

ご質問ないでしょうか。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

今、麻生委員さんの説明の中で管理だけをするという話でしたが、耕作はしないという事ですか？

10番 麻生 秀昭 委員

あの、水路があるんですが、災害によって水路の機能を成していない、地目は田んぼですが水が取れないという状況です。それで、畑として利用したいというふうに言われておりました。

周りの伸びた草とかを管理しながら、管理をしていくということですのでよろしくをお願いします。

議 長

高田委員さん、よろしいですか？

他に質問はありませんか？

(ありません。)

この議案5号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議 長

続きまして議案6号ですが、議席番号8番 佐藤 孝雄委員より説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

はい、渡人と受人は親子であります。という事で生前贈与という事になります。別に問題ないと思いますので、宜しくをお願いします。

議 長

それでは、議案6号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案6号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案7号・8号ですが、私より(議席番号7番 縣 次男委員)説明致します。

7番 縣 次男 委員

この案件はですね、先程の合意解約に出ている案件なんですが、7号・8号の渡人

の2人の田を受人の会社が野菜を作る事で契約していたのですが、売買の話が出まして、受人の会社が買うという事になったそうです。今現在、立派な野菜が植えられておりまして、これからも耕作は間違いなしと私も思っております。

議 長

それでは、この議案7号・8号の案件につきまして、質問があればお願い致します。

(5番 江藤 国子 委員より挙手有り)

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

場所は由布院駅の裏の旅館の隣のところですか？あそこは、元々が田んぼなので畑には難しい所だと思うんですけど、今後荒らさないでちゃんと作って行けるのかなと思ったんですけど。

7番 縣 次男 委員

私が行った時にはキャベツとか色々な物が出来ていまして、排水もきちんとするそうです。私もその点を業者に確認しましたところ、排水面も考えております。私が行った時点では、話し合いが出来ておりました。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

高田です。

受人の会社、農地所有適格法人の要件を満たしているんですか？出来ましたら、今後会社が要件を満たしているのであれば、備考欄にそういうふうに記載してもらえるとわかりやすいかと思うんですけど。

たしか過去はそういうふうにやってたと思うんですが、だんだんそういう記載がなくなってきたので、よろしくお願いします。

事 務 局

この法人はですね、先程の合意解約の時に出た親会社が新たに農業をやる為の法人として、由布市に設立した様な法人となっております。それで、農地所有適格法人を満たす為に作りまして、その要件については県の方とも相談しながら満たす様に作られており、うちの申請の中の書類を確認したんですけども、現時点では基準は満たしていると判断しております。

ただ、この法人としてはゼロからのスタートになり、適格法人は毎年1回の報告が義務付けられていますので、その中でちゃんと耕作されているかというのはチェックをしていくこととなります。その報告の中で基準を満たさないようになりかけていけば、うちから指導を行いますという事で、先方には伝えてあります。なので、現時点では基準はクリアされており問題ないと思います。

それと、議案に記載がない件は、今後法人の案件が又あれば記載するようにしたいと思います。

議 長

高田委員さんいいですか？

私もいい農地を会社が買ってするというのはびっくりしまして、今からこういうのが増えてくるんじゃないかな？とそんな気がしておりました。

この案件につきまして、他にご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案7号・8号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案9号ですが、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは、説明します。

申請地は挾間町三船地区ですが、渡人と受人は同じ地区の近くという事です。

受人は農業経験がありまして、農機具も揃っており、何の問題もないと思います。

審議の方宜しくをお願いします。

議 長

説明が終わりましたが、この9号の案件、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

ご質問が無い様でございますので、この案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案10号・11号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

議案10号・11号一緒に説明します、坂本です。

二人の渡人の田は、丁度県道から受人の家に降りる道の右と左にあります。以前、10号の渡人の田はバイオマス発電をしたいという事で申請を出していたんですけど取下げまして、今は田んぼとして受人が耕作しております。ちょうど家の入口という事で、問題はないと思います。

受人もお米を作って頑張っておりますので、今後期待をしたいと思います。

議 長

それでは、議案10号・11号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案10号・11号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案12号ですが、議席番号6番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

6番 麻生 秀昭 委員

それでは、12号説明を致します。

庄内町高岡、旧道の210号線沿いの橋爪という地区の土地と家ですね。元々渡人が住んでいた家ということで、受人が家と一緒に土地も買うことになったと聞いております。

本人に、これまで農業経験はあるのかと聞いたら、とにかく購入した土地については真剣にやっていきますということで耕運機とかを買って頑張るようにしていますということでした。まあ、本人がそう言っているんで何とかいくんじゃないかと思ってハンコをつきました。

議 長

それでは、議案12号の案件につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案12号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議 長

続きまして議案13号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員より説明をお願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

それでは、議案番号13号の説明を致します。

渡人と受人は親子でありまして、生きてるうちに生前贈与したいという事で申し出があったものでございますが、贈与しても体が動くうちは一応管理はまだ渡人がするという事でございます。

受人の方は公務員なので、いずれは農業を継ぐようになっているということであります。問題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長

それでは、議案13号の案件につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案13号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議 長

続きまして議案14号ですが、議席番号5番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

5番 江藤 国子 委員

議案番号14号説明させていただきます。

場所は、湯平のガソリンスタンドとか幸せの湯があるところの川の向こう側になります。

渡人が高齢の為、耕作できなくなった事から受人が渡人のお家と農地を全部買い受けて、採草地として牛が食べる草を作ったりするという事だったので、受人の住んでいる葦草からも近いので問題ないと思います。

議 長

それでは、議案14号の案件につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案14号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第5 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第15号～17号 3件)

議 長

続きまして、日程第5 農地法第4条の規定による許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

続きまして議案15号ですが、議席番号3番 高田 英委員さんが農業委員会会議規則第12条議事参与制限を受け退席を致します。

(3番 高田 英 委員 退席)

議案15号ですが、議席番号5番 江藤 国子委員さん説明をお願いします。

5番 江藤 国子 委員

議案15号、説明させていただきます。

場所は由布院駅裏の荒木公民館の近くとなっています。申請者は住所が福岡になっていますが、ほぼ湯布院で生活され農業をしている方です。

計画は申請人が経営しているライスセンターと直売所とか釣り堀のあるところなんですけど、敷地に駐車場が少なくて利用者に不便をかけているという事で、駐車場と通路用地となっています。

すでに現地は計画通りになってしまっていますので、今回始末書を付けてもらっています。排水は申請地と自分の持っている田んぼの間に水路があって、そこに流れ込むので問題はないと思います。以上です。

議 長

それでは、この議案15号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

高田委員さん、お入りください。

(3番 高田 英 委員 入室)

高田委員さんに報告します。全員一致で承認となりました。

3番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして議案16号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員さんより説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

議案番号16号、説明致します。

図面だと6ページから10ページになります。まずは、10ページのカラー写真を見てもらいますと分かります様にもうすでに進入路の形になっております。ここを通らないとこの先の農地にトラクターや機械が進入出来ません。それで、早く転用をかけなければならなかったんでしょうけど、遅くなってしまったということで始末書がついてます。

十分反省していますので、今回転用をかける様に申請しました。宜しく願います。

議 長

それでは今、説明が終わりましたけど、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案17号ですが、農業委員会会議規則第12条により議席番号10番 麻生秀昭委員が議事参与制限を受けますので、一旦退席をお願いします。

(10番 麻生 秀昭委員 退席)

議案17号ですが、議席番号6番 式田 信一委員さんより説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

それではですね、17号議案について説明します。

畜舎用地という事なんですけども、去年の7月の大雨で元々使っていた畜舎がちょっと

傷んだわけですね。そこが復旧出来ない状態で、新しく畜舎を建てたいという事であり  
ます。

なお、隣地同意も付いておりますので、よろしく審議お願いします。

議 長

今説明がありましたけど、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

麻生 秀昭委員お入りください。

(10番 麻生 秀昭委員 着席)

麻生委員さんに報告します。全員一致で承認となりました。

10番 麻生 秀昭 委員

ありがとうございました。

■日程 第6 「農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について」  
(議案第18号 1件)

議 長

続きまして、日程第6 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、1  
件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第6 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について、議案朗読説  
明。

議 長

それでは18号の案件、議席番号6番 式田 信一委員より説明をお願いします。

6番 式田 信一 委員

18号議案について説明をいたします。これは以前2回出てきたことがある案件で  
す。今まで受人の業者が書類の不備とかでいろいろで取り下げになってできてなかつ  
たんですが、今回受人の業者が変わってまた出てきたものです。宜しくをお願いします。

議 長

それでは説明が終わりましたけども、この案件につきまして、ご質問がある方。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

高田です。

すみません、20ページの計画図なんですが、実はこの太陽光の設置の中で排水計画の事が詳しく図面上に表されていない様で記載がありません。

それともう一つ、不動産屋さんが受人なんですけど本当に事業が出来るのかどうか。九電と接続の協議とかはされているのかどうか、確認です。

事務局

排水の分が資料の図面には載ってないんですけど、排水については元々が田んぼですので既存の側溝を通じて排水するという計画になっております。この件については、井路組合から同意が取れていまして、特に問題はないと判断しております。

それと、受人の会社なんですけど、法人登記の業務の中に再生可能エネルギーの発電および売電に関する事業という記載もありますし、FIT法の認定及び九電との接続についてはこの会社の名義で取れておりますので、現時点で問題はないということでございます。

議長

高田委員さん、いいですか？

3番 高田 英 委員

ちょっと確認いいですか？農地であって、排水は既存の物を使って流す計画で水路組合の同意があれば図面上は記載しなくてもいいということ？

事務局

申請書の中にはあるんですけど、資料の図面には載ってないだけ。

3番 高田 英 委員

ちょっとわからないのだけど、計画図に記載しなくてもいいのかっていう話。

事務局

ここに載せてる配置図とは別の図面で水の流れを書いている図面があって、それを資料の方に付けてないということ。

3番 高田 英 委員

ああ、あるの。

今後はそういうのも載せた方がいいと思います。

議長

他に質問はありませんか？

(9番 佐藤 一富 委員より挙手有り)

佐藤委員さんどうぞ。

9番 佐藤 一富 委員

ちょっと高田さんと関連することになるかもしれないんですけど、ここは、傾斜はどうなるんですか？

というのも一つ心配になるのは、過去に出た案件のようなそのままの状態で建設す

るのか土地を造成して建設するのか、その時に傾斜がちょっと心配になったんですが。  
図面じゃそこがよくわからないもんだから。

事務局

資料の18ページの航空写真なんですけど、場所としては、庄内から湯布院に行っていたら、右側にラーメン屋さんがあります。葦草のラーメン屋さんの裏の所です。

土地の形としては、申請地はほぼフラットです。元々農地だったので、その面はほぼフラットな形になっています。そこに支柱を建ててパネルを建てるという計画になっています。

9番 佐藤 一富 委員

じゃあ土地の形は変えないということですね。

議長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第7 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第19号～20号 2件)

議長

続きまして、日程第7 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第7 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは説明の方、議席番号4番 大野 重利委員さんより説明をお願いします。

4番 大野 重利 委員

それでは説明します。挾間町三船の所ですが、大分市と背中合わせの所になります。字図の21ページから27ページをご覧ください。

受人のお父さんの代から整備工場になっていまして、車を置いていたという事で20年近く農地を使用していたという事があります。始末書も入っていますが、審議の方宜しくをお願いします。

議長

はい、今説明が終わりましたが、この案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案20号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

図面の29ページになりますが、県道小挾間線、赤野ののぞみ園がある前でございます。30ページの図面を見るとわかるかと思いますが、申請地の隣には赤野公民館が建設されています。あの周りも住宅街になっているという事で、分譲住宅になるというのかもしれないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案20号につきまして、ご質問があればお願いします。  
質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この20号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

## ■日程 第8 「非農地証明の発行について」

(議案第21号 1件)

議 長

日程第8 非農地証明の発行について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第8 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

はい、今の非農地証明について、質問がある方はお願い致します。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この21号の案件 非農地証明の発行を決定致します。

## ■日程 第9 「農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)」

(議案第22号～33号 12件)

議 長

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定) 12件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第9 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)、議案朗読説明。

議 長

では、議案 22 号から 29 号までは継続の案件ですので、一括して質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

無ければ一括して審議致します。議案 22 号から 29 号につきまして、一括して承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この継続の案件 一括して承認致します。

続きまして、新規の案件が 4 件あります。それも一括して質問を受けたいと思いますので、宜しくお願いします。

ご質問ないでしょうか？

(ありません。)

無い様でございますので、この新規の案件 一括して承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この新規の案件 4 件ですが、一括して承認致します。

## ■日程 第 10「農業委員会の適切な事務実施について」

(議案第 34 号 1 件)

議 長

日程 第 10 農業委員会の適切な事務実施について 1 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第 10 農業委員会の適切な事務実施について、議案朗読説明。

議 長

以上で説明が終わりましたが、議案 34 号の案件の案件につきまして、ご質問がある方はお願い致します。

(3 番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3 番 高田 英 委員

高田です。7 ページの農地所有適格法人からの報告で、1 法人がまだ提出されていないというふうに書いてありますが、勧告はゼロであるという事は、農地は耕作・管理は適切にされているという事でしょうか？

事 務 局

はい、お答えを致します。状況に関しては、把握しておるのですが、いわゆる報告書が出ていないという事でございますので、早急に提出する様に伝えておきます。以上です。

議

長  
他に質問はないでしょうか。  
(ありません)  
質問が無い様でございますので、この34号の案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第11「農地転用許可に係る権限移譲について」

(議案第35号 1件)

議

長  
日程 第11 農地転用許可に係る権限移譲について 1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第11 農地転用許可に係る権限移譲について、議案朗読説明。

議

長  
事務局から色々説明がございましたけども、皆さんから質問を受けたいと思います。ちょっと気になる事、どんなことでもいいですので、もし意見があったらお願いします。

(推進委員 大津 雄司 委員より挙手有り)

大津委員さん、どうぞ。

推進委員 大津 雄司 委員

挟間で推進委員をしています、大津と申します。これは、大分県独自なんではないでしょうか？

事務局長

全国的にこういう風に市町村に権限移譲をおろしている様です。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

議

長  
高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

多分、市の農業委員のレベルアップをかなり図っていかないと、責任が重いと思います。  
許可相当っていうのはいいんですが、もし不許可相当を出した時に下手をすると、由布市農業委員会が訴訟される可能性も出てくると思います。でも他の所もやっているんで、やっぱりそれなりにレベルアップするべきだと。もうちょっと勉強会とかをした方がいいんじゃないかとずっと思ってます。就任当初にちょっとやっただけで3年間やっていますけど、それじゃ厳しいかな？という風に思いますので、やるのであればもうちょっと研修とかを増やしてほしいなと思います。

事務局長

研修は本当にしたいんですけど、県の農業会議もこの件については説明に来たりしていて、それこそ農業委員さんの責任がかなり重くなります。不許可相当ならその場で不許可

という話をしないといけなくなります。権限移譲というのは、今までは「県許可なので」という事で避けてこれたのが、市町村許可とか会長許可になりますので。

かなり負担が増えるので、勉強会をしたいんですけども由布市でもクラスターが出てますので、なるべくそういうのは県に要望していきたいと思います。

3番 高田 英 委員

いやいや、県じゃなくても事務局の職員がすればいい。

事務局 長

県も来たいと言っているんですけども、今言うように県より市町村に権限移譲をという事で、多分窓口業務も大変になりますので、この前農業委員会の懸案事項協議の場があり、市長・副市長・総務課長との協議の中で窓口業務がかなり負担になるという事で、農地法と農振法をふまえて詳しい職員を窓口に置かないと許可・不許可の問題で窓口が大騒ぎになるんじゃないかという事でそういうのは総務課の方に要望しておりますので。

3番 高田 英 委員

優秀な職員がいるんだから、こういう会が終わった時に、毎回30分でもやって積み重ねていったらかなり学習の機会にはなると思いますので。

事務局 長

但し、先程言いました様に来年の4月1日に農業委員・推進委員に改選があります。

だから、来年の4月1日から権限移譲を受ける事になりますので、農業委員さん推進委員さんに研修会を開きながら、今の委員さんなるべく引き続きやっていただける事を事務局としては望みながら、来年の改選に進めていきたいというのがあります。

新たに地域で順番とか推薦で新たに代わられる所につきましては、次の改選の時に権限移譲とか現地確認等の説明を十分にしながら農業委員さん・推進委員さんになっていただきたいと思っております。改選の際にはいろいろ大変かと思いますが、なるべく今の農業委員さん・推進委員さんが残っていただける様にお願いしたいと思っております。

議 長

他に質問はないでしょうか？

10番 麻生 秀昭 委員

来年からもう受けるんですか？

事務局 長

一応先程言いました市長協議等では、受けざるを得ないような状況なので受ける方向です。今日の農業委員さんの意見を踏って、県との協議に入ろうという事になっています。

現状では県内18市町村で、受けていないのは市では3市だけ、あとは玖珠・九重などの町もありますが、それだけしか残っていない状況です。

そういうのを踏まえて、高田委員さんが言われた様に本題は権限移譲を受けている市町村に研修会とか話を聞きに行きたいというのが本当の事務局サイドの気持ちですが、どういうメリット・デメリットも踏まえての研修会をしたいなということも考えております。

議 長

他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

事務局の方は、これから県の方と対応していただきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

■日程 第12「農業振興地域整備計画の変更について」

(議案第36号～60号 25件)

議 長

日程 第12 農業振興地域整備計画の変更について 25件あります。農政課より説明をお願いします。

農 政 課

日程 第12 農業振興地域整備計画の変更について、箇所番号1番～5番について議案朗読説明。

議 長

今、農政課から説明がありましたのが、編入の案件箇所番号1番から5番まで一括して質疑を受けたいと思います。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、編入については一括して採決したいと思います。

意見無しとして答申してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見無しで答申致します。

続きまして、事務局は6番からまた説明をお願いします。

農 政 課

日程 第12 農業振興地域整備計画の変更について、箇所番号6番～25番について議案朗読説明。

議 長

今、農政課から説明がありましたので、箇所番号6番からいきます。質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

議 長

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

すみません、過去の資料の中には備考欄に農地区分が入っていたと思うんです。第1種農地、つまり農振が外れた後は1種農地になるとか2種農地になるとか、入っていたと思うんですがそれが全然記載されていないので判断しかねる。

それと、計画の図面とかが全然ないのでどう判断すればいいか全然わかりません。皆さ

んそうだと思いますよ。

ちょっとこれ、農業委員会事務局と相談して載せてますか？協議はありましたか？

## 事務局

資料作成について協議は受けてません。まあ、この委員会に間に合うように作ってくれということでお願いして、できた物を貰いました。個別の案件について、ここはどうだろうかという相談はありましたけど、資料一式として目を通してはないです。

## 3番 高田 英 委員

これ、農地区分がまずわからないと、いいのか悪いのか判断できないと思いますが。特に最後の方の23番、24番に関しては先ほど基盤整備をされた土地と説明がありましたので、これは第1種農地になると思います。そうなってくるとここは転用するのは難しいのではないですか？ただ、周りの家の状況とかがあるので、連たんが絡んでくるとは思うんですが、できるかどうかはこれでは判断できない、しょうがない。

それと言わせてもらえば、住宅の建設計画があるというのが何か所かありますが、これがまたどういう住宅なのか、何筆かあって1000㎡を超えるような案件もあったりして。不動産業者の宅地分譲地とかであればいいんでしょうけど、そうじゃない普通の家なら農家用住宅でも1000㎡と決まっていますし、一般住宅だったら500㎡と決まっていますので、こんなに多く農振外しても大丈夫なのかなとは思いますが。

ちょっと資料不足で審議しようがないと思うんですがどうでしょうか。

## 議長

17番とか私も思うんだけど、駐車場にこんなに面積いるのかなって思うんですけど。そんなに大きな神社でもないと思うけど。1筆ぐらい転用ならわかるけど。全部駐車場にするとかなり大きくなってしまいます。

## 農政課

17番の案件については、面積が広いんじゃないかということで聞き取りをしたんですけど、この神社は納骨堂を建設した関係で駐車場が狭くなっているということでした。また、大祭の時に100台ぐらい車が来て周辺の方に迷惑をかけているということがありまして、これぐらいの駐車場を何とか作りたいということをお聞きしております。

それと先ほどの7番と23番、24番につきましては基盤整備をしているということで1種農地となっております。

## 議長

23番もかなり広いけどこれ全部やるんですか？

## 3番 高田 英 委員

23番はこれ駄目ですよ。これ、第1種農地ですからやれることが限られてくると思うんです。農産物の加工所とか販売所、あるいは出来るとすれば住宅の連たんが取れば。ただ、ここではそれが全然わからないので何とも言えない。

## 事務局

一応23番は連たんが取れるという確認は取っています。

## 3番 高田 英 委員 連たんとれるの？

事務局

ギリギリなるとかあります。取れるという判断を事前にはしてるんですけど、資料についてないからここではわからないですよ。ただ、一つ飛び地みたいな形になっている土地はどうなんでしょうか？

議長

少し離れてるね。

3番 高田 英 委員

上に一個あるな。

事務局

それをまとめて申請するのが適切なのとかは審議してもらいたいと思っています。まあ、計画の図面がないと詳細がわからないので・・・。

3番 高田 英 委員

そうやな。これ、計画の図面が出されてるんじゃないんですか？

農政課

23番については図面を出してくださいと催促しているんですが、まだ・・・。

3番 高田 英 委員

出てないの？そりゃ悪いわ。申請の時に図面付けるようになってるでしょ。それが出てないものをここに乗せること自体がおかしいです。

9番 佐藤 一富 委員

会長、ちょっといいですか？

ちょっとな、これ一括で審議ですよ。

農業委員会に頼みたいというか、はっきり言って地元でもこの図面だけじゃわかりにくいともあると思う。さっき谷地区の案件があったから、かなり図面を見ながら頭の中で考えてやっと場所がわかった。これ悪いけどな、私なんか湯布院のどこだとか言われてもはっきり言ってよくわからんわ。だから、それぞれの地区で農業委員さんが事前に、総会にかける前に集まって詳しい説明をしてもらったりしてからここにかけるとか、そういう方法は取れないのかなと。

今まで受付が止まっていたから、これから除外の申請が一気に出てくるんじゃないの？そうになると、その意見をとと言われても地元じゃない地区のことに対してははっきり言ってよくわからんわ。せめて自分の地区のことであればここはどうだろうとか言う意見も出るかと思うけど、全部まとめて説明してからいいか悪いとか、まして1種農地がどうだとか言う状況で、質問はないですかって手を上げろって言われてもそれはちょっと難しいわ。

これは今日じゃないと間に合わんの？

農政課

間に合わないということはないですけど、出来たら早い方がいいです。

8番 佐藤 孝雄 委員

ちょっといい？関連だけど。議案書を見ると、木を植えると、クヌギを植えるとか言ってるのがいっぱいあるわな。それで見たら、例えば6番やけど、私も写真見て番地聞いただけでは場所とかちょっとわからないけど、これ木を植えるとなったら近所からいろ

いろいろ苦情とか出てくるじゃないかなって思うんだけど。

農地利用最適化推進委員 首藤 善友 委員

これ、隣接地の同意はいるんですか？

農 政 課

隣接同意はすべて取るようになっております。

農地利用最適化推進委員 首藤 善友 委員

それと、基盤整備をしたら今は15年は何もできないけど、当時は8年経過したらよかったですか？

農 政 課

そうですね、現在8年経過していれば大丈夫ということになっています。

農地利用最適化推進委員 首藤 善友 委員

いいんですか？今基盤整備してるところは15年間は工事したりできないと聞いてるんですが、それとは違うんですね？

農 政 課

8年超えれば申請できるということになっております。

農地利用最適化推進委員 大津 雄司 委員

すみません、これ申出ではなく申請になってるんですか？

農 政 課

申出です。

農地利用最適化推進委員 大津 雄司 委員

申出で、この審議をこの場の一発で決める話になるんですか？

農 政 課

こちらで審議をして、最終判断は大分県になります。

農地利用最適化推進委員 大津 雄司 委員

その、基盤整備田なんですけど、農政課として、今回は随時変更ですが、大きい見直しの時にしっかりと優良農地を残すという文言を多分おっしゃってたと思いますが、優良農地をどうとらえているのかと。箇所番号7番とか完全に優良農地だと思うんですけど。

受付の段階で農政課としての考えのスタンスをしっかりとしてほしいと思います。出されたものはすべて受け入れるのかということをやっと言いたいんですけど。農政課としてはこうやって守っていくというふうに自分たちに説明した中で、申出で来られた方の案件は全部こういうふうに掲載するということがね。そこを聞きたくて。農政課の考えが全然反映されてないというか、優良農地をなるべく残していくとおっしゃっていて、しかもさっき権限移譲も市町村になった場合に、どういう基準で優良農地をしっかりと確保するというのか条件だと思うんですよ。そういった中でどうやって農地を守っていくかの基準が農政課にないんじゃないかと思ってしまうんですけど。

権限が与えられて、農業委員さんとか推進委員さんとかが悪用するんじゃないかとかいうことも考えられるんですよ。どうやって守っていくかっていうのが、これを承認してた

らすごくあいまいになってしまうんじゃないかなと思ってしまいますよね。なんでそもそもこういう農地がここに出てきているのかが、はっきり言って理解できないというか。そんな感じがするんですけど。

## 農 政 課

農政課といたしましては、大津委員さんの言われる通り優良農地を守っていきたいという考えはあります。

ですが、圃場整備後8年経過していても角地は除外できないこともない、また住宅接続できるようなところは…。

## 農地利用最適化推進委員 大津 雄司 委員

集落接続は農振法とは関係ないですよ。これを言うのはおかしいと思うんですよ。なんか農地法を意識して農振法を預かる農政課が、なんでそこを外していいという判断に、まず外していいという判断がおかしいと思うんですよ。

農政課って守っていくべきものを守るといって課じゃないですか。なのに、その集落接続とかいうのはおかしくないですか？それ勘違いする人絶対いますよ。そういう説明を申出にいられた方にするのであればそれは絶対間違っていると私は思うんですよ。

大きい農振のくくりがあると思うんで、それをどう守るかということなんで。箇所番号7番のことだけになりますけど、これかなりの優良農地じゃないですか。整備もしてて。8年は経過してても関係ないじゃないですか。そういうことじゃないじゃないですか。なんかスタンスが…。

## 農 政 課

そうなんですよ。そういった取り決めが、1種農地は絶対外さないとかいう取り決めがないんで、農政課としても判断ができないという…。

## 農地利用最適化推進委員 大津 雄司 委員

でも考えはありますよね。どこで判断してるかってこっちとしては思うんですよ。じゃあどこを優良農地って言っているんですかって

。自分としてははっきりと示してほしいというか、そういうのがあってこういうのを話していくんならみんな判断しやすいと思うんですけど、なんか難しいと思うんですよ。みんな農業してるし、このまま減っていったいいんかなって、高田さんとかおっしゃったのは本当によくわかるし。こんなバンバン外していいのだろうかって。

そして今後も、令和4年度から権限移譲があった場合の権限の使い方も、なんというかなられた方はすごく難しいんじゃないかと。

## 農 政 課

そうですね、今大津さんがおっしゃられたように、そういった取り決めがないということで農業委員会さんにかけてご意見をいただいて、実際県に上げている状態です。

## 事 務 局

えーと、すみません。

今いろいろとご意見が出たんですけども、資料の不足であるとかで到底審議ができる状態ではないという所で、ちょっと今回の農振の除外の審議を一旦見送らせていただいて、ただ農振のスケジュールの絡みもありますので、次回の総会よりも前に臨時総会という形でご案内ができないかというのを第1候補としてちょっと検討をできればどうかということをお話しました。

それで、資料の準備等がありますのでどれくらいの時期になるかということと、もちろん

皆さんご予定もあると思いますのでそれが大丈夫なのかというのもあるかと思いますが、1回この分は臨時総会という形で次に審議先送りをさせていただけないかということをご提案させていただいてよろしいでしょうか？

議 長

皆さん、今事務局から説明がありましたけど、どうでしょうか？

(農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員より挙手有り)

議 長

加藤さんどうぞ。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

すみません、ちょっと質問させてください。

農振の除外の許可というのは、農業委員会ですか？

事 務 局

農業委員会は意見を求められている立場です。なので、農業委員会が良いか悪いかを決定する形ではありません。

農振の計画を変更するときに農業委員会に意見を聞きなさいというのが法律にありますので、ここで審議をしているということになります。それで、これはいいと思うとかこれは悪いと思うという意見を付けて農政課に返します。

そして、農政課が今度は県と協議をして最終的に決定に至るというものでありますので、悪いとしたものが必ず反映されるかというところというわけではないですが参考の一つには取り上げられるという形です。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

もう一つ、農地の転用とか売買とかは農地法で許可基準がありますね。じゃあ農振の除外について除外する基準とかは農政課の方にあるんですか？

事 務 局

農振の法律の方に、要件があります。たしか5個の要件があるんですが、農地法に似たような形で周辺農地への影響であるとか、例えば先ほどから出ている圃場整備等をして8年経過しているかなどの5つの要件がありまして、それをすべて満たしている場合に限り除外することが出来るとなっています。だから、しなければならぬではなく、することができるということで定めがあります。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

そうするとね、あくまでも所有者の意向がね、一番重要視されるんじゃないですか？

事 務 局

所有者が、例えば家を建てたいとかいうことであっても、どうしても農振が外れない場所というものはもちろんあります。そういう場所は、農振というのは市の計画ですので、極端に言うと市がここは優良農地なので絶対に外させない区域というものを定めたらそちらが優先されるというのが基本的な考えでいいと思います。なので、所有者の意向に沿えない部分ももちろんあって然るべきだと思います。

農地利用最適化推進委員 加藤 和夫 委員

わかりました。基準があるということについて確認をさせていただきました。

議 長  
他にご質問はありますか

(農地利用最適化推進委員 竹林 千尋 委員より挙手有り)

議 長  
竹林さんどうぞ。

農地利用最適化推進委員 竹林 千尋 委員  
すみません、ちょっと気になっていたのが、結構植林をしたいから農振外してくれという形の申請が多いように見えるんですが、その方たちって住んでいる場所が結構遠いように感じられるんですが、その人たちは本当に管理をできるのかなって疑問に思ったんですけど。

農 政 課  
私が今回聞いている人は地元の人に作業自体は頼むということでした。

農地利用最適化推進委員 竹林 千尋 委員  
全部ですか？

農 政 課  
今回出てきている分はですね。

農地利用最適化推進委員 竹林 千尋 委員  
これって農振を外すためにそういう理由を付けて、そのあと転売とかするつもりなんじゃないのかなって勘ぐってしまったりもするんですが・・・。

農 政 課  
まあ、そこはちょっとわかりません。うちとしては言われたものを受けるという形でしかないのです。

農地利用最適化推進委員 竹林 千尋 委員  
そうですね。ただ、やっぱり所有者が住んでいるところから離れすぎているのは気になります。以上です。

5番 江藤 国子 委員  
すみません、せっかくもう一回総会をしてくれるんだったら、同じ湯布院町内に住んでいても場所が全然わからないところもあって、目印が写っていればわかるんですけど、資料にもう一枚なにかわかりやすいものを付けて貰えればと思います。

農 政 課  
わかりました。

事 務 局  
位置図は、農地転用の資料の方で付けている広域図のような形で、農政課と協力して用意しようと思います。

議 長

では皆さん、先ほどからのこの農業振興地域整備計画の変更については改めて総会を開いて審議するということによろしいでしょうか？

農政課もそれまでにきちんとした資料を作るということですので、皆さんどうでしょうか？

ご意見、質問はないでしょうか？

(ありません。)

質問が無い様でございますので、そういうことで農政課さんはよろしいでしょうか？

農 政 課

すみません、資料不足で大変ご迷惑おかけしました。臨時総会でまたよろしくお願ひしたいと思います。

事 務 局

大変グダグダになってしまい申し訳ありません。それで、臨時総会については日程が固まり次第連絡させていただきたいと思います。

農業委員さんについては総会の成立条件もありますので、大変ご多忙とは思いますがなるべく出席をお願いしたいと思います。推進委員さんについても、農振はいろいろご意見がある方もいらっしゃるかと思いますのでご案内をさせていただこうと思います。当然ご予約ある方もいらっしゃると思いますので、都合がつく場合には出席をお願いします。

議 長

それでは、農業振興地域整備計画については今事務局から説明があった通りでございます。

その他で、事務局 何かあればお願いします。

事 務 局

ありません。

議 長

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。  
審議、お疲れ様でした。